**H26年度　大阪府景観審議会**

**第2回　古市古墳群部会　意見要旨**

建築指導室建築企画課

・平成26年12月2日（火）15：30～16：30

・羽曳野市役所　別館3階　会議室

・出席委員：亀田委員、下村委員、東房委員、松本委員

梅原委員、冨田委員、広井委員

□「古市古墳群緩衝地帯における屋外広告物規制について」

【委員】

それでは、一番早く決めなければならない規制方針の関係で、現状の報告からお願いする。

【事務局】

　資料説明

【委員】

　できるだけ早い段階で決めなければならないものは、4番の規制内容。つまり、別紙の5～7。特に屋外広告物関係については、別紙5の3のところになる。もちろん、内容を決めて終わりではなく、誘導措置やガイドライン、地元の方々との協議の上でまちづくりをやっていく等、今後の宿題とさせていただき、本日、まず、合意できればと思っているのが、別紙5～7、特に屋外広告物関係については、別紙5の屋外広告物3のところと、別紙7の経過措置の取扱について。これまでも話はしてきたが、何かご意見があれば、よろしくお願いする。

　これは正に、規制なので指導や誘導基準ではない。最低限、これを守っていただくというもので、屋外広告物法より、屋外広告物条例という施行条例で規制していくということになる。厳しすぎる等色々なご意見あるかと思うが、規制方針の案でご了解いただければと思っている。また、繰り返しになるが、色彩はどうするのか等もう少し、こうすべきではという意見があるかと思うが、それは今後の課題とさせていただければありがたいと思っている。何よりも世界文化遺産登録に向けて、スケジュールが詰まっており、それに合わせなければならない。堺市、羽曳野市、藤井寺市において同じ基準でもって対応しなければならない点をご確認いただいて、ご意見をいただければと思う。

【委員】

　今回、指定基準が掲げられている。この基準値というものを一般市民や業者の方々にご理解いただくためには、藤井寺市、羽曳野市がまちづくりをどう考えていこうとしているのかということの周知をできるだけやっていただき、こういう考え方なので、基準値が厳しいのだというストーリーがなければ、いきなり基準値だけでは、理解も納得もいただけないのではと思っている。

　したがって、世界遺産登録に向けて、資産近傍や道路沿道の多数の違反物件が、今後、どのように地元市が指導されるのかということも含め、広報活動を徹底していただく必要があろうかと思う。

　それから、質問になるが、市条例に基づく景観計画をつくられているかと思うが、屋外広告物関係の規制方針等についての基準値というのは、今、現在ではお持ちではないという理解でいいのか。今後、新たに府の屋外広告物条例において古市古墳群の指定基準を決めていく、そういう理解でよろしいか。

【事務局】

　そうです。今、現在は景観計画の中で屋外広告物については、特に基準は定められていないので、景観計画の考え方としては、屋外広告物条例に委ねるという形になろうかと思う。今後、新たに基準を決めていくということになれば、それに沿ってやっていく。

【委員】

　それでは、両市は現在、条例に基づいて景観計画を作られていると思うが、両市にすれば条例の見直しということになるのか。府の屋外広告物条例で縛りがかかった場合に、両市はどう対応されるのか。

【事務局】

　現在は、特に規定がないので、府の屋外広告物条例で古墳群地区について規制を設けるということになれば、両市については府の条例に委ねるということになろうかと思う。その点、付け加えるとすれば両市の景観計画の中で変更していただくということになろうかと思う。

　ちなみに府の景観計画については、府の屋外広告物条例に委ねるということになっているので、同じような取扱になると思う。

【委員】

　委ねるというのは改正になるということか。それとも追加なのか。

【事務局】

　付記というかたちで、追加になる。

【委員】

　議会を通す必要はあるのか。

【事務局】

　景観計画の中に入るので、必要ない。

【委員】

　ややこしいのは、法律の構成が、景観法体系と屋外広告物法（以下、「屋広法」という。）体系とで少し違うところがあるため。将来的には統一化されるかもしれないが、そういう事情もあって屋広法については、従来から続く屋広の体系で処理していくことになる。

　いつも京都の例等が意見としてあがるが、現在、事務局のほうで勉強していただいているので、既存不適格に対してもどのように対応するのかということも含めて、できるだけ実効性のあるものにしないといけないので、その点も含めて検討していただきたいが、（基準を決めた）後の課題となる。本日は基準を検討いただきたいと思う。他に意見いかがか。

　急かしているわけではないが、大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市とプラスアルファは各市あると思うが、最低限基準については共通項をもって、世界文化遺産登録にむけた手続きに入っていくことになる。

ところで規制方針について、ご了解いただくのは、3番「屋外広告物」だけでいいのか。2番「建築物の形態意」）はいらないのか、都計審が関わってくるのか。

【事務局】

　そのあたりについて、もう一度、説明させていただく。

今回、法律が3つ関わってきているというところと、文化遺産を目指しているエリアが百舌鳥と古市にまたがっているというところが、差が出てくることの原因になっている。

まず、エリアの方から説明させていただく。百舌鳥は堺市が全ての権限を持っているので、条例改正等の手続きを踏むことによって、古墳群にふさわしい規制内容を担保していくということになる。これに対し、古市は、それぞれが微妙に異なってきている。建築物の高さと建築物の形態意匠については羽曳野市、藤井寺市各市で別々に所管しているので、各々条例改正なりの手続きが必要。高さに関しては、都市計画法の中で担保していく。建築物の形態意匠については、都市計画法と景観法に基づき、景観地区を定めることになっている。それに対し、屋外広告物は、大阪府が条例を所管しているので、条例の改正は大阪府が行う。

このような理由で、今回は3番の屋外広告物に関する規制について議論いただくという経緯になっている。

【委員】

　少し、法律関係が複雑になっているが、今の説明で整理いただいたと思う。

　それでは、議題の中の規制内容について、規制としての妥当性、つまり、緩衝地帯における規制方針、資産近傍も含め、それから適用除外広告物の扱い、それと経過措置について、部会として了承する。

　その上で、先ほど、私からも申し上げたが、まだまだ色々な議論があると思う。そのあたりは前の景観審議会及び本部会でも色々なご意見をいただいているので、私としては、事務局への宿題とさせていただければ幸いだが、事務局はいかがか。

【事務局】

　事務局から今後の進め方について説明する。部会報告をとりまとめ、次回3月開催予定の景観審議会で説明させていただき、答申をいただきたいと考えている。部会報告をまとめるにあたり、報告の中で規制内容について了解するというところと、今後の課題というところも合わせて、部会の報告とさせていただきたいと考えている。まとめ方については、部会長である亀田委員に一任としていただければ、それに向け、各委員と調整させていただいたうえで、とりまとめをしたいと考えている。

【委員】

　今のとりまとめでよろしいか。先ほど申し上げたように、規制方針については、了承いただいた。その後の課題の部分。

【事務局】

　課題の部分に関しては、これまで色々とご意見いただいているので、部会報告をとりまとめる上で、部会長とご相談しないといけないところだと思っている。部会長一任ではあるが、各委員へは中身を見ていただきながら、ご相談させていただき、最終的に部会長に預ける形をとらせていただきたく考えている。

【委員】

　審議会の日程はいつになりますか。

【事務局】

　3月と考えている。

【委員】

　その前に事務局で原案を作って、部会委員に説明に伺い、さらに調整するということか。

【事務局】

　はい。

【委員】

　このような取り計らいでよいか。それでは、とりまとめ方針はそうさせていただく。

　他になにかあればどうぞ。

【委員】

　質問になるかと思うが、規制方針の内容については、今、ご了解された内容で結構かと思うが、禁止事項がでてくるときに、各団体の方のご協力やクライアントはこういうことを知らない方も多いと思うので、事業主に（規制方針を）しっかり守っていただくように、周知の方法を今日、お越しいただいている皆さんにもお願いしておく必要があろうかと思う。これまで、違反物件の話はたくさん出てきていたが、新規にいきなり違反にはならないような工夫も必要ではないかと思う。府としては、周知していただく機会等も設けられる予定なのか。方法でお考えになっていることがあれば教えてほしい。

【事務局】

　まだ、日程まで詰められていないが、規制内容について答申いただいて、条例化していくので、何らかの形で業界団体の方には説明したいと考えている。本日、出席いただいた業界団体の方と相談させていただいて、できるだけきめ細やかに周知を図っていきたい。また、藤井寺市、羽曳野市についてはすでに住民説明会等も開催していただいているが、規制の内容が固まったら、できるだけ早い段階で、広報等を使って周知をしていきたいと考えている。それから、具体的な話になるが、許可が出ていないところが現実にはあるので、個別に事業者を回らないといけないのではと思っているが、限られたマンパワーの中でやっていかなければならないので、ある程度、優先順位を決め、取り組んでいきたいと考えている。優先順位としては、資産近傍のところ、例えば、モノとしてみると目立ちやすい屋上広告物等を優先的に個別の業者にあたりをかけていく等の方法でできないかと考えている。このあたりは、ある程度、業者とも協議しないといけないので、今後、ある程度つめていけたらと思っている。

【委員】

　委員の意見にあったように、周知は大変で大切なものである。景観関係でよく話が出てくるが、広告の業界だけではなく、建築関係の建築士、建設業の方々、そこへも周知した方が効果的であるといわれている。張り出しの広告等も関係してくる。広告業の団体の方は良く知っておられるが、むしろ知らないのは建築関係の方だということも聞いているので、そのあたりも周知されるときに考えておいた方が良いと思う。

【委員】

　今の話の中で業界にも話をもっていって、協力を求めるということは、自分たちの役割でもあると思っているので、その時には協力させてもらおうと思っているが、なんといっても、自分たちが事業主と話をするときには、これは面積がオーバーしているからこうしましょうといった提案をするが、なにぶん、事業主はお客さんであり、私たちは弱い立場なので、あまりしつこくすると、業者を変えるといったことがある。できたら、援護射撃で事業主の方にダイレクトに周知していただく方がスムーズにいくのではないかと思う。

　広告の話で既存不適格のものをどうするのかといったお話があったが、個別に行って、こうしてああしてとお願いすると思うが、やはり、ここに書いてある数字だけを説明しても、ピンと来ないのが普通だと思う。写真等を使った具体例を用いて説明すると、事業主も分かりやすいと思う。参考になれば。

【事務局】

　委員がおっしゃるように広告主の理解というのは大切だと思う。静岡県等は、看板の広告主の多い業界に行政の方から依頼を出している。そういう広告主への啓発は大事だと認識している。看板をどうしたらいいのかということだが、今はフォトモンタージュもあるので、京都がそうだが、看板が本当になくなった姿、そういう点も含めて検討したい。

【委員】

　数字を見るだけで、気が遠くなる。羽曳野市、藤井寺市の両市で780箇所も看板があって、そのうち40%以上が話し合いをしないといけないところ。これは決して簡単なことではない。広告主の方に間に入っていただかないといけない場合もあると思うので、一刻も早く話し合いの場に立っていただいて、工程も緻密な計画を立てないといけない。先ほど、お聞きしたところによると4～5人でこの仕事にあたると聞いた。まずは具体的な工程表を作っていただき、我々も使ってもらったら良いと思う。具体的にやっていただくのが重要かなと思う。

【委員】

　そのあたりは府というよりも羽曳野市、藤井寺市の最前線のところがこの業務にあたり、非常に苦労されると思うので、そこは府も部会事務局としてバックアップしてもらいたい。京都のやり方を研究していただいて、いかに上手くスムーズに目的を達成するか、色々な方法があると思う。依然聞いた話で、コンビニのひさし部分の看板はカットすることができると、これだったら、事業者も納得していただけるのではないか。事務局や堺市等から意見を聞くと、古墳群の景観を現状よりも良くしていく、そういうことであれば、特に支障がないと聞いている。できるだけ、時間はかかってもそのようにもっていければと思う。だから経過措置は必要である。案としてはこのような経過措置を取りたい。おそらく、実際、広告業の方々は現場において色々な経験をもっておられると思うので、そのあたりのやり方等でアドバイスいただければ、事務局としてもありがたいと思う。

本日は、非常に寒い中、お集まりいただきありがとうございました。羽曳野市の方々には会場の準備等していただきありがとうございました。今後とも、府の事務局とも連携をとり、世界文化遺産登録に向けて頑張っていただきたいと思っている。それでは、本日は、これで部会を終了とする。

以上